落穗集

後篇

上

帝国
775
116

曾 775 116

落穂集巻之一目録

一 御當地御城振の事
一 御城内之方西向御構の事
一 御當地御雙号猪地の事
一 御城内鎮守の事
一 西の御丸の事

巻之二

一 御城内古来家作の事
一 増上寺伝草寺の事
一 神田明神の事
一 江戸方言葉の事
一 小傳馬町の事

一 芦津町の事
一 物乗り御制禁の事
一 石町時の鐘の事
一 辻番廃止の事
一 吹上御門外出石播の事

巻之三

一 御譜第并大名女中御仕立の事
一 織田信長公の事
一 関ヶ原御合戦の事
一 毎年一献先規の通の事
一 刀の下緒と定書の事
一 傳奏屋敷并定火消の事

巻之四

一 制外の家の事
一 五升大飯振舞く并に
一 御使役の事
一 小十人衆の事
一 八王寺千人衆の事
一 三池傳右御隠居の事

巻之五

一 清水門の事
一 役所町方風呂屋の事
一 仏像の事
一 武士勝手の事

○ 白寺石汲勤之事
巻之六
○ 浜家大石内蔵助家風の事
○ 家若狭守の事
○ 肥後国守護職の事
○ 池成元池内匠の事
○ 東慶山寛永寺の事
○ 西応寺池矢弁財天之事
○ 板倉伊賀守の事
○ 伏見御池男女衆の事
巻之七
○ 京要池御禁の事
○ 肥前国姫乃事
巻之八
○ 阿部豊後守一家拝領の事
○ 松平越中守家御相続の事
○ 松平伊勢守家相続の事
○ 新田義貞姫の事
○ 楠勘市根の城主の事
○ 安房右京亮松平伊豆守家臣入来の事
巻之九
○ 国平主治法師新地の事
○ 梅中井西宮事
○ 雨乃事大小事の事

巻之十

一 佛科中將房子事
一 當町方訴訟裁物の事
一 明辨入參の事
一 踊子の事
一 江戸大繪馬始の事
一 道灌山の事
一 松平伊豆守屋敷炎上の事
一 山線二番三番の事
一 御法度の事

附錄

一 是迄發次第大意の事

石見錄ハ前木氏ヶ毎巻の目錄を挙ケ
松屋氏本を校ス〻ところ多ク脫字
お後人文まち事 資治通鑑ハ
廿三十四の巻及附錄の巻ハ全ク松屋本ニ
々上巻のまゝ二の巻と加ヘ中巻の末の中に巻を
下巻ニ附錄と加ふ前木ハ誤脫あり
本を校ス〻尚校合セル事ハ
千時 天保五庚午仲夏十七日

中村萬喜直道

落穂集

一 江戸町家作之事 附 名前替之事
一 小傳馬之事
一 盗賊之事 附 捕方之事
一 物乗物停止之事
一 江戸町時之鐘之事
一 稼多村之事
一 辨慶堀之事
一 西之丸并汐留堀出之事

一 京橋之事 附 楊女深入之事
一 伊奈衆切支丹御成敗之事 附 奥方 白岩
　 法蔵人之事
一 大坂御陣之事
一 阿部豊後守御一字拝領之事
一 松平越中守異棒家物之事
一 松平伊豫守家相續之事
一 新庄書院之事
一 淺野内匠頭刃傷殿中之事
一 安藤右京進手紙之事

落穗集

江戸御家作之事 附 奥州仙台御屋敷之事

一 関八州東国 御入國以後町方之繁昌之義八何も
の所より初て江戸ニ住ス 其節
古長崎小太郎抔帯刀ニて八ツ半日本橋
通り通ニ河岸ニ出ル 其頃の埋地の場所
まてあく 江戸ニ住ス 其節
海邊へ山のごとく 捨ル 其頃の築地
町人たる者ハ 町屋を割ル 牛蒡を
石の橋ニて 通ル 其頃の埋地
ニ 其頃の家作ニて 仕切
ニ 其頃の家作ニて 仕切
ニ 其頃の家作ニて 仕切

買次義と申停止ニ付此後通行義と右者買次の元〆縫ニ
而御付諸事ハ申ニ付相談申迄ニ而　御付松安町
の近辺ニおゐて三町四方の蔵家と唱候ニ而
申立付其上ニ而切斗之高機町ニ而名付町家ニ而致
手下の高機屋と右者買次ニ住居方へ出し候ニ付
申付候へ申付吟味ニ及ところ此方御相分り盗織ニ
の御断地へ入込て糸をもつれ織候ニ米縞ニ以之
去年仕候ニ家事若年の後この右者買次と申ハ
定りて武人満足の布ニ而依りなる其外縮を
かつけ一人の事の八右者ニ呼へハ一人ハ買ふ申て
町家の軒下と右者へ別まで有ゆる申なる事ニ
有ものニ而かつけ以袋の口をハ二つニ分りてそれ

つまり紙麻縄ニ至る迄絹ニ而高機の縮緬ニ
元来盗人ニ而家人ニ而右者買次を下仕
ニ渡り其の八高機ニ而下ヶ候件の織物と請取
中半ニ有之候也御沙汰ニ御詮議盗織御法度
兼て右者買次の義ハ相止高機町の義ハ今猶ハ
富沢町ニ文字ニ手続の蔵家町ニ而以川の流れ
右京町ニおいて候之

特実御停止之事

一 同日　御入国之後ハ御行届地ニおゐて特実流行
致し候故文御仕置を以て不埒ニ付相止候ニ而
若年の以取りゆ之　権現様濱松御府ニ御在
此迄節の義ハ特実ハ諸悪の根元ニ有之

御出ニて　御城下の義も中にも御座候得共御領内
とハかゝるのこと〳〵御法度ニ付　御目付衆　関東ニ
御入国被遊て御当地の義ハ中ニも度々実ハ別ニ在ニ
小条家の申分ある仕置の際ニ人ハ偽男女の在
別もなく押隠て将実となりし有之候
御膝元へ掛金銀奉行ニ後ニ者以物候内ニ付
御付ニ而しらし御法度ニ付　借金ニ而ニ付　盗賊
却ても多く有之盗人も有之候宰会拝ニ付　御目付衆
候ニ付将実とたちのゝ義ハ増く候　御宥免なく
召捕役所へより御成候ニ付　御目付衆ニ付
もの也其節浅草無ニおゐて将実被ら候
事のと召捕へ六人ともニ死罪にて獄門ニ被仰付と御沙汰

被為御出遊被遊て御覧被遊御場所後将実吟味
かゝるの所中と　御城へ召寄もの　御出ニ付
御成ニハ払して科人仕置に云付ニ有之と被仰付
さらし置有ハ諸人見ころのためにし有義ニ候
六人の一統をくらおかれハ何月何日何方ニおゐ
てかくあるくかとれ年記し書付ニ付さ
られ何方ニても人立の多き場所へ立ておさ
させ被下候　御付衆ともへ之後の義ハ十人
一統にて召捕へ六人ハ十ヶ所にも死して御仕置ニ申付
前ハ三所ニうけ置中事ニ有之候ニ付二三年の間ニ
将実御法度申止てもの也右の御仕置の義は御郎
国々ニ在家未ニ交ヘ御申付小林定等より為見申候ニ

江戸町時之撞鐘之事

一同く四ツ入岡の初ゟ江戸城内ゟ撞始申候ハ
ゝ其時ゟ江戸町中ハ不及申ニ近在迄も
聞へ候ニ付其節ゟ撞候ハゝ可然旨
申上候ニ付其通ニ被仰付候ニ付
其後ゟ撞来候ニ付其節ゟ撞候ハゝ
可然旨被仰付候ニ付
右之通ニ撞来候ニ付
其後ゟ撞来候ニ付
其後ゟ撞来候ニ付
其後ゟ撞来候ニ付

一何て日次入用之初ハ只今乃日和取之事

一同日　只今迄之御役所乃事何そ申上候事

一同日　只今迄之御役所乃事何そ申上候事

辨慶堀之事

田もて座候抔相傾の節ニ而ハ加藤清正を始め黒田
福嶋毛利鍋嶋伊達上杉浅野南部伊東新井
金森仙石相馬水谷秋田なと方々の節半分ツヽ
御当家御代々御普請始め其外の諸大名方迄の
御城御普請ニ付てよつく爾来の武家坊主中[?]
て雑庶之所ニ而ハ殿方ゝ雑人共の中ならぬし江与
数しも流れ申候半ハ不審ニ存る也尤其所々浅き
所多く候此儀ハ細川ゝ溜り深候ニ付浅草周囲
ち候故流れゝ河の如く成ニ井戸普請の有之ゝ判
地形下ヘ見計申念右様ゝ根なと多く出来申とへ不
審と云ゝ如く漸々金ニ有て申家光様のお取次
此御座候相傾の節ハ此色余程の谷間にて候と掃

部御座候家来の御城より西の丸築立等有之　物頭仕
りしと承り候年々の事共承之候也

西ノ御丸御普請之事　附御城馬出之事

一　問曰　秀忠様御代西の御丸御取立御門かゝりの御座候
御残る所ハ仰付られ候て伊豆浦より
石引て之大分也り御城場へ運ひ候ニ付大名衆普請
被仰付ゝ所ゝ御普請有之候其内ゝ御普請成りて
普請家来の節ハ之ニ御普請ゝ大御所様御下
向被成候御取立の後御座候家来の御城場へ
御成被遊候ニ付き何と御覧候也
も有之候　上意之松平忠吉御為　御普請の節ハ
何用候ての家臣ハ又何と相勤ゝ候事

此上ゟの不届吟味をとけおしてハ不行とゞの段
申付深入大きく思召之御憐悪ハ深く御勘弁被
村々民政御糺被置 城おしても深入と御見付けた候
士目付并へ何の目のハ何れ家え入なれ候有之
候へハ勢しても町人類ひのこの役ハ何れもすけつけ
まても家住居の役よ出精人被いたし候為と何業ニ家
屋敷ニ付方飛住居しおかしも申付居敷ニハ民政役
此等何ときを何のこの儀ハ近紀役所御勘申と法律の
勇ミ有り何樂よ京ニへたいはくまてもあけくしむ
先生之宝対しハ相見へ近紀御大法ニ背き不調法
叙事ニ候ハ為々動ケ相済と一箇済ハ為ル以ハ背しよ
定し今日之儀ハ宣光共段万端御心中付明白

対ゐ之義も民政役申の事まても之ハ何か都ニ付申
候へハ民政役之通り可有之ます
猶右之ハ何ニ而之候のハ家持ニ深入へとしてもあせしくもの
猶家表切支丹御取締之事 并奥州白川藩
之事

一 同日先年飛驒国猶家表の儀役の役ハさのこの段よ
てもおしきの候へハし候そうしく屋敷在所及えそれ
猶家の守役職方の沙汰の不調法の役ニ申聞とハこそ
えつれも何〻等及ぶ候 甚田太猶家しヒも役人
殺ぬも致を〻生 猶家の其よりハ可捨被も出るはつき
まてもえ四ヶの色二等よして役切手を取りは役ハ斉
と申ふ方都〻申へんと申ふ哉まへハつまく事の御役

られし御事なり下され候て其書を交調へさせ下され候て
に大殿様にハ文言あしく交ハ御わかりなし是者中
の御判形に御添らし候にハ古くより御九千枚の
節の其書の交ハ諸大名方の手より初めて以後
もも相おり下され致し候て御より一揆蜂起して有之
りてハ御仕置とも相掛り申さず候者有之にて候
まで右唯今御行に切支丹蜂起と有之して何
下されし御沙汰ハ将軍殿を始め外の御家中方
まゝ識にこえ作しまして色々もなく迄候へハ仰付
御下し有之御書書せられし御事　又問曰
に御本紀の九州所へハ早速御眼をつけ置申
候ハヽ是迄の皆候也　答曰前条の如くハ右

其書を調候日の御何より九州大名衆の義を
何まゝ　御城に給ふ　右志得京表の義を以
御役人衆調役者之様上の義ある御眼
此より御其節迄ハ諸大名方に始まり切ゆる
に有之少なりし早く大名方も致調合あり候
兄弟しく心は中に国家の執着之所置へ之有之く
下の外に違惑致候事申てゝ御もやらくしく
知御仕候しかゝ有之也　向後ハ遠国大名
方の家にまおりてハ色々下有之とまり大名所に
御眼つけ　作之開了主国の九州所の家来衆をつけ
為　右件の其書を御渡し有之也　又問曰
右切支丹御成敗の義は　作付し御の義まゝ候て

反逆の謀を謀議し粘合如くにも一トたひそれ以下細ハ
蒙古来の乱も秀れしく参ハ初年より多く仕
母義従ひてハ逆徒方一味しけるにより給ハれハ
亦くなりける上ハ反逆の輩御退治の御沙汰頼
の義も必ず上御聞し召され何方までもかく二万余り
と仕り至平太郎にて成至也てもなき由の事によりて
附よ大十万余の兵もて御成至親父秀吉の誅ひ
今より大坂の城にて秀信に於いて太閤職にて
御孫輝に於いて上秀れの男子にて
信合よりあるにてこそ天下を執りつれハ秀れが御親父
秀吉公義ハ尾張の国中村と申所の出氏の子にて
附よ織田信長公の草仲間にて男とて有付き勇利

然るにより信長公の御代に於いて細川に立男
日向守丹波拝領ありて大津坂本に市義かとに
三人の中間の組頭の同役と成りて御引立信長
公の御意にあつかりて羽柴筑前守ニ御勝川
羽柴の郷にて御知行所拝領日向守逆心い
よし信長公御意に御果被遊候御秀吉公より
備中の陣場より出て池田勝入都山崎表にお
ゐて一戦をとけ日向の首級を討果し天下
織田物家衆門一党らし相従し一旦ハ信長の
御孫にて後初めの振合とハ御存も又奥宗より
自立の色を合はせらもかく仏光の末とも稀て
三の子織田三七信孝へも振と印し世信雄の孫とも

旅く御案内へもくもりてと御親父信長公へし御
入魂有之候とも　権現様尾州小牧表へ
御出馬と云ふ信雄卿と御旗ひ被成候て
信雄卿近付之義秀吉公ニ心よまりせらし一旦ハ
和睦と調候天正十八年小田原を攻亡し其後
信雄卿の義ともも男之果し流罪ニ中村ニ信の
御絶とは永錫の近江中納言秀次へおし信長公
の嫡孫中納言秀信ニても御かまし岐阜の城地十
万石とあつて剣自らの諱の字をつけて秀信
と名告せ申す様なる不義とは云ひせ候得ハ諸以世の
人の知る所也　権現様の御事ハ元来清和源
氏の御嫡流にて参遠駿甲信州と合せて

國の御手護して御阿諱遠秀長に再ひ御入
魂の訳ハ濱松中納言度又ハ駿河大納言殿江戸
内府公杯とて秀吉公にハ公卿仲間の御興と
申して親しく有之豊臣家の幕下となり候
まても是非なく候也　尚備秀吉公の厚恩に依り
候得ハ猶も是非なく秀頼卿事とハ
りと思召の御事ハ旅中ても是急と致よ
りに秘文事あ云て御心易に被有之節月の
都と旅　思召諸様旅御あひしらひにも旅中
事として御動気も無之いられさる御不足あって
と申割へ　御高家へ対し御款待の御違ひと
有之以て御調まる御分別と申もの也云

拾現様ニも候ハヽ 思召を以大坂へ御下
被成候而ハ如何ニ候哉 此節ハ大坂御城中ニ
為御詰被成候 御下向之道筋ハ
御発駕之前ニ 秀吉公去冥の式
御葬送被成候而 御発城被成候ハヽ 御跡
御留主ニハ城内ニ相残候 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可
然哉 此儀ハ御発駕被成候而 御跡ニ
御留主ニ御残被成候ハヽ 御用有之候
ハヽ 御跡ニ而御下知被成候ハヽ 千万可

義をうしなひ候へ 浪説ある事ハ様〻の事ありしと
の給ひたるをも皆そうひたる事なりしと 実ハ
豊後守殿御中の無きそれにての物語と思 寺島
とも関幡守殿 近習の侍を召よせ公を承
家来へ物語ありし也

松平越中守黒棒家御之事

一 同日何れの時代よりか 松平越中守殿にハ
公義より御家物を相頂け有るよし有之候と
御家代〻家物の様と思ひ致し 寺島との
事に候御家物は 上に並べ御宝蔵 上意く
給ひと世にておゐてハさ〳〵よう絹く申候へ共
如何候まゝや　茶同比義ハ家来承候ハ

大猷院様御代日光山社参 成還御の節 野州
津又よりおゐて乃義よ有之候由ニ候の
上意く被之有之義よおゐてハ難有挿るとの
有司義らまて候下細ハ家来若年の次渡部同幡
守殿方へ振色にて右之上意中よおゐて
大越中守殿御家物相傾の難渋有之候同幡守殿
宮方へ御申しハ手お義は越中へ申給も有之候
別る公易はに付 越州御家物相傾の節の進物御
取次くし候相らへ相なよして 仰出されたるに付
市る松平安藝守殿へ 一家振舞之候御手法
為へ越中にも家来多人相添候付寄り候御当物
浮頂のことの前尾となる〳〵ても越中

[illegible]

一同旧意永年中松平伊豫守
家相續之節流罪被
免候ニ付伊豫守
家斷絶ニ付領地
知行召上被
仰付候ニ付而ハ
權現樣
御墨付
御證文
御返被
下候ハヽ
御家相續
御禮
申上度
奉存候
以上

寛永十年
松平伊豫守
家斷絶ニ付
御墨付
御證文
御返被
下候ニ付
御禮
申上候書付

寛永十年松平伊豫守家斷絶ニ付而
權現樣
御墨付
御證文
御返被
下候ハヽ
御家相續
御禮
申上度
奉存候
以上

寛永十年
松平伊豫守
家斷絶ニ付
御墨付
御證文
御返被
下候ニ付
御禮
申上候書付

寛永十年松平伊豫守家斷絶ニ付而
權現樣
御墨付
御證文
御返被
下候ハヽ
御家相續
御禮
申上度
奉存候
以上

一万石を以物成別ト
仰別紙代の縁地の
高の儘之法　仰有二十万石以下
不会之向ハ御大法
の如く仰渡候
相続法　仰有
り処ハ　御目見
子及ハ御大法
拝領被仰渡候
の如く可
御出之法　仰
先ハ御届
家式ハ
百石
地を相続
納言或ハ
仰有候
之元の
行一所
も無
の法の
那法　仰有

家式ハ之法
百石ハ
御届
家式ハ
地を相続
納言或ハ
仰有候
之元の
行一所
も無
の法の
那法　仰有

姉ヶ崎一万石は酒井備後守は越後高田の城主にて
御先代後迄も常体の挟箱斗りを出されける故よき
家柄候ニ付　御出之後ニ至ハ清華よりも格下
納言殿とて三河守当代の無く其後挟箱の
度邪と令の姿の御紋を付出させ来勤ある義
先当代の無ニ至るべく然るに寛永二年　大猷院様
より御三家御同前ニ上野介にて御譲御留守
満被仰付　御先光挑灯に左府の高久高様之付
仰付られ也其後江戸直ニ内所この御門当所人ハ
途中ニ而御三家方と見て人々脇ニ方よ
も下馬致し何事も御中將も多く是付御指之
故ニ只兎と取致し有也より挟箱の紋ある見へ

さり候ても有之彼の煙草を出掛させしも也然は
別に　正義よりの御老当と申まてなきニ付
何時も大手御譜代勤人也とて時節ニより候ては上の
御煙草とてつかし申者の数ニ候也　此煙草の
義ニ付家ニ若年の節御馬同様も致西横
候へ挨拶ニ而出来候ニ入物毛の節御手出数の
内ニ給当所と申て近習色の侍衆の諸君中へ
有之ニ三家と取極して彼御役のものに仰付申候
三方夫婦の彼のもの梶川次郎右衛門殿ニ家老方
不来以前ニハ松平銀右衛門殿へ持出候ても申
之無うるし御申候へハ御老中御家の無之くし申候
之義ニ候ハ次郎左衛門と申ニ付しくへしく存候

御預ヶ被成候と申し付 川崎浦まて参りて江戸
浅草の屋敷へ参着ありし処を御免申付られ候
桐迄に参りし迄 上屋早く登 城下て候者 佐竹
則登 城被致候故御側近く参る 下座人よりかくり
御城坊何しして参府之後御内意候は 思召ありて 御意
之の 上意と候 殿下よりも御依頼 伊豫守殿 此度今よ
於ゐて江戸参勤之義願出る事之人 御手足程と成人も
被成事佐竹は家法にあると候し也 又同日右伊豫守殿
御前の御治療におゐて 権現様の 上意として
被成事よ被思召候しも 御内中の義は 何成筋
同の人まて深くは必何様り被申まる義よらす 其同
家々取候には 佐竹小宗家の侍よ遠山部奉る申

其為有之く 北条氏家の代より成し 武列
江戸の城主よ申付被並居りし在丹波守 婦子早く入正ハ
親能とりけ印よ男子迄ハ無く 女子斗り後見有之
婦女とて同氏 川越の城主大道寺駿河守 政繁よ嫁
せしめ 次女をハ同氏 福付の城主吉田新六郎 康資へ嫁
妻とし 康資よ之人の子有之と云政妹とおかわりと
申おかり 権現様 関東へ御入国被成候以後 衣おかり
かりと云 江戸御側近く被仕京都聚楽の御屋
形におゐて おかわり彼勝よ御姫様御一人御出生被成
候は御内家なる 成早世被成今被遊 清除
寺へ 権現様御姫様と申 御新御降か乃
御之御出生くハ衣おかわり彼勝の御姫様の御事なりと後

よりも御家老より御奉行水戸新房へ御賈(貸)
の御手紙にて松平伊豫守八一旦御告
申有之候間と申て御帰りに相成候ものゆえ池
寛永十九年九月幸吉(佐)富豊(豊)前守(守)江入(入)
して相別候(候)義共腹(腹)痛致候ゆえ御
のため伊豫守(守)殿(殿)江御通(通)知(知)
中方(方)義共(共)駕(駕)に乗(乗)
此間(間)合有之(之)候(候)ゆえ(ゆえ)
仕(仕)伊豫守(守)殿(殿)江(江)
候(候)ゆえ(ゆえ)義腹(腹)痛(痛)
候(候)ゆえ(ゆえ)伊豫守(守)殿(殿)
伊豫守(守)殿(殿)江(江)

水戸(戸)新(新)房(房)江(江)御(御)
候(候)ゆえ(ゆえ)義腹(腹)痛(痛)
候(候)ゆえ(ゆえ)伊豫守(守)殿(殿)
伊豫守(守)殿(殿)江(江)
くびつまり(詰)候(候)
主(主)にて(て)御(御)
道(道)具(具)市(市)より(より)
新(新)井(井)書(書)
一岡田(田)井(井)縄(縄)右(右)衛(衛)門(門)
いたの(の)ろう(ろう)時(時)
私(私)くい(くい)
りふ(ふ)井(井)先(先)
そ(そ)の(の)義(義)

右上下巻

天保二辛卯年秋七月二十八日於無城下郡代用
御原町村家ニ

同五庚午冨八日以蔵本校合之

中村萬喜直道

寛徳集巻之三

沖宮明先生女中の作の事

一同年四月　松平紀伊守殿御隠居様御逝去の節御悔の為御使者として
江戸へ御下向の事

一同年同月　松平紀伊守殿御隠居様御逝去の節御悔の為御使者として
江戸へ御下向の事

一同年同月　松平紀伊守殿御隠居様御逝去の節御悔の為御使者として
江戸へ御下向の事

七年并沙弥行勇ら十余人を斬る
織田伝長公記
一同年四織田伝長公松ヶ嶋
御くだり十二月廿四日を首尾
大会終る
列一関白秀吉
成敗
乃帯下
山田の出家
十六年此の
拾ひ
致さ

将軍　宣下ありて後征夷大将軍
権現様将軍　宣下の節従二位大納言を始め日本中の守
社ふこと　御朱印と号し下野一統以後
江戸代々将軍の諸大名方　国替
之年の営なり二三年ら同前
仰付なり候ても　秀忠将軍江戸代ともり
次代ら初めて　御朱印と
年毎ら者なく候て　御朱印の
知ふこと候ては　権現様江戸の内ら
なり候ても一向ら　秀忠将軍様ともく
　関ヶ原御一戦ら本乃事
一国ら四国ら　関ヶ原御一戦ら後の御城ふおくり討死
　　一

嫡子ら　亡父方の
不知ふ　仰付ら
　　一

乃ち御増ら　松倉
ら　一寺と建立
ふこと　一寺と建立
寺と　名付ら
消ふ　仰付ら
ら　一寺ら
之年ら　権現様
不習ふ　仰付ら

之より之後も源寺へ寺領并御朱印被成下置候 権現様
御代の事ニ御座候 秀忠将軍様より御朱印を被成
下置候も御文言等の儀ハ 権現様御文言等の儀ニより
之文言等ハ
於奥州宮城郡宮崎内中埴村當所百弐拾石之文
義篤樹為後生之令建立一寺去源寺寺領百石
寄附之訖 修掌能沢寺家門山林竹木諸役令停
免之 永不可有相違者也
慶長十六年正月十五日
同所之日吉代も之府の将軍家より家臣の如く寺院へ
え建立有之候まてる先例ともに有之事にて 並て之家来杯
形及ハ 明徳二年京都内野合戦の砌 山名陸奥守氏清

戦死の儀を足利将軍家鹿苑院殿義満公あわれみ給ひ
大義に山名が首を取しに依て之者氏清也者乃
為めに有之小野の殿堂を建立有之候処 織田
信長公未義年より之後御治世より後の様に附置
たる侍并中野清秀と申者 信長公の御代かくさり
儀を苦労致し 於て是かんと申に於ても一向形之 並ふ
打候の振合を兄無証の文言を称ケ京書証文と存し
之有る月数仕 於当所付信長公も之前々て同様の品
於小出之仍而御取状 御朱印の件等申上候
極みすみ付 寺号の記の社を寄附ものに成る之ハ節
縁所乃内に一寺を建立致し候 并中山清秀寺と号仏僧
判おき附候様に之ニ而御座候 権現様より当寺元来の

為ニ長源寺ヲ建立ス　住僧ヲ
南林長源寺ト号ク　朱印ヲ附
セラルヽ也

一　毎年秋先収納ノ事

一同毎年秋先ノ如ク林ノ初成ヲ収納ノ
流ノ収納ノ様ニ相心得ヘキ旨仰
ルヽ事　先ク田方ヲ終リ次ニ
ヲ取事ニ候　大林流枝流代ノ
ヲ云ヘシ　上意有之ヲ方仰渡
大抵ニ候　上意有之ヲ方ヘ
有ヘキ旨仰渡ノ趣大抵如此

中村児玉河の地と称し
事と又仰渡那珂住ノ
中村児玉住ノ
初ノ築ノ
可申ノ
長住ヲ
知行
上意有之ヲ後
旨ノ
上意ノ
指越
ヲ仰渡ノ
ル

天保六庚午年冬十九日　江村也翁老不氏本字神ゝ

中村直道

蒲穂集巻之三終